

仕 様 書

1 件 名

〇〇選挙に係る啓発宣伝用自動車啓発業務委託

2 業務概要

本業務は、受注者が令和〇年執行予定の〇〇選挙において、本市が支給する放送音源を、広告宣伝車を用いて広報する業務である。

3 履行期間及び時間

期間：本市の指定する9日間（発注から10営業日前後か9日間）

時間：午前10時から午後5時まで

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (2) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、大阪市行政委員会事務局選挙課（以下、「発注者」という）と受注者の協議によるものとする。

5 履行場所

大阪市内全域 ※詳細は、契約締結後別途指示

6 車の種別

広告宣伝車

※荷台に啓発用看板を設置することができる車両

※車種：普通自動車又は軽自動車

7 台 数

5台

8 運転手

1台につき各1名以上

9 設 備

啓発宣伝するための放送設備一式(拡声器・CD再生機等)

啓発看板 両側面の2面以上設置すること。

看板サイズ 横120cm以上×縦40cm以上

看板内容

次の文言を記載

※契約後に看板イメージを提供するので、それを参考にデザインのうえ作製すること

さあ投票 選挙の主役はあなたです
○ ○ 選 挙
○月○日（日）あさ7時～よる8時
大阪市・区選挙管理委員会

※数字・曜日は赤色、その他の文言は紺色

※放送音源 契約締結後、CDを提供する

10 啓発方法

先に定めた啓発日時に、発注者の指定する区域に偏りが出ないように巡回し、啓発を行うものとする。

また、発注者が重点的に巡回する地域を指定した場合は、速やかに従うこと。

11 注意事項

- (1) 他の車両の通行妨害とならないよう注意しつつ、ゆっくりとした速度で啓発作業を実施すること。
- (2) 候補者や政党の宣伝カーと遭遇した際は、音量を落とし、併走することのないようコースを変更すること。また、信号待ち等で停車し、周辺に迷惑をかける恐れがあると判断した場合も、音量を落とすなどして適宜対応すること。
- (3) 事故や住民とのトラブルが発生した際は、必ず発注者へ連絡すること。

12 報 告

日報(別紙参照)等により日々の運行状況を書面にて報告すること。

その際、添付資料として運行経路等を示した図面等を提出すること。

※FAXまたはメールにて毎日提出すること。

13 経費及び損害に係る負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害または第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

14 関係法令等の順守

- (1) 受注者は、道路運送法、道路運送車両法、自転車損害賠償保障法、貨物自動車運送事業法、その他関係法規、諸規定を遵守し、本運搬業務に関する所轄官公庁への諸届及び手続きを全て負担するものとする。

ただし、道路使用許可の申請については発注者が行う。

15 再委託の禁止

- (1) 本業務委託について、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 発注者は、(3)の承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

16 特記事項

- (1) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (2) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (3) 本契約に関して、発注者が作業状況等の確認を求めた場合は、速やかに応じること。
- (4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (5) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (6) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先：06-6208-8571)に報告しなければならない。

作業日報

令和 年 月 日 (曜日)

晴れ 曇り 雨

(いずれかの□にチェックをすること)

会社名	
運転者氏名	
使用車両	
走行距離	k m

出発時刻		開始時メーター指針	終了時刻		終了時メーター指針
時	分	k m	時	分	k m

連絡事項

連絡事項	

※ 市選管記載欄

確認者氏名	大阪市行政委員会事務局選挙課 印
-------	---------------------

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。